

2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 AIAI グループ株式会社
 (コード番号 6557 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 貞松 成
問合せ先 取締役 CFO 戸田 貴夫
T E L 03-6284-1607
U R L <https://aiiai-group.co.jp/>

当社執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「新株発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

- (1) 払込期日 2026 年 8 月 3 日
- (2) 発行する株式の種類及び数 当社普通株式 5,138 株
- (3) 発行価額 1 株につき 681 円
- (4) 発行価額の総額 3,498,978 円
- (5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数
 当社執行役員 2 名 5,138 株
- (6) その他 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、当社執行役員（以下、「対象執行役員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的に、譲渡制限付株式として、当社の普通株式を付与することを決議いたしました。

本譲渡制限付株式報酬（以下、「本制度」といいます。）の概要等につきましては、以下のと

おりです。

本制度は、対象執行役員に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与します。対象執行役員は当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。各対象執行役員への具体的な支給時期は、当社取締役会において決定いたします。本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

払込期日（2026年8月3日。以下、「本払込期日」といいます。）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員（以下、「役職員等」といいます。）のいずれの地位からも退任又は退職（以下、「退任等」といいます。）する日まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）とする。

（2）譲渡制限の解除条件

対象執行役員が本譲渡制限期間中、当社又は当社子会社の役職員等のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

対象執行役員が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等をすることが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

（4）死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象執行役員が本払込期日の属する年の定時株主総会開催日の翌日から次期定時株主総会開催日までの期間の途中で、死亡、その他の正当な理由により、当社及び当社子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等をした場合には、当該退任等

をした時点をもって、本払込期日の属する年の定時株主総会開催日を含む月から当該退任等をした日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日の属する年の定時株主総会開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、組織再編等承認日において対象執行役員が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象執行役員が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象執行役員は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

４．発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である681円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上